

中野区犯罪被害者等支援条例に係る支援施策について

種別	施策名	概要	内容	対象者	要件	対象とする犯罪
相談支援	相談支援	専門の窓口を設け、被害者の状況に応じた相談及び支援	情報提供及び助言 病院、行政機関等への付き添い 関係機関との連絡調整	在住・在勤・在学者 (性被害で被害届を提出することが困難な者を含む)		刑法に規定する犯罪
経済的支援	遺族支援金	犯罪被害により死亡した被害者の遺族に経済的負担軽減のため支給	30万円	犯罪被害により死亡した者の遺族1人 (遺族の範囲及び順位) ①犯罪被害者の配偶者 ②犯罪被害者の収入によって生活していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹 ③②に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹	被害時、犯罪被害者が区民であること	刑法に規定する犯罪のうち人の生命又は身体を害する行為 ※過失による行為を除く。(例：交通事故)
	遺族子育て支援金	犯罪により生計維持者が死亡した場合、主にその収入により生活していた子どもの人数に応じて、支給	犯罪被害者の収入により生計を維持していた18歳以下の子ども1名につき30万円	犯罪被害により死亡した者の遺族1人 (遺族の範囲及び順位) ①犯罪被害者の配偶者 ②犯罪被害者の収入によって生活していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹 ③②に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母、及び兄弟姉妹	被害時、犯罪被害者が区民であること	刑法に規定する犯罪のうち人の生命又は身体を害する行為 ※過失による行為を除く。(例：交通事故)
	重傷病支援金	犯罪被害により重傷病を負った被害者に、被害後早期に、経済的負担の軽減のため支給	10万円	犯罪被害により、重傷病(1か月以上の加療を要する負傷または疾病)を負った者	被害時、犯罪被害者が区民であること	刑法に規定する犯罪のうち人の生命又は身体を害する行為 ※過失による行為を除く。(例：交通事故)

種別	施策名	概要	内容	対象者	要件	対象とする犯罪
生活支援	家事援助 育児・介護援助 外出援助	被害により日常生活に支障をきたしている区民の自宅に家事等を行う協力を派遣 現在の「緊急生活サポート事業」	上限 60時間 (犯罪被害の発生日から1年以内)	○犯罪被害で死亡した者の遺族 ・配偶者 ・二親等以内の親族 ○犯罪被害で重傷病を負った者 ○犯罪被害で重傷病を負った者の家族 ・配偶者 ・二親等以内の親族 ○性犯罪により被害を受けた者(被害届を提出することが困難な場合を含む)	申請時区民、かつサービス利用時区民であること	刑法に規定する犯罪のうち人の生命又は身体を害する行為
	配食サービス	被害により日常生活に支障をきたしている区民の自宅へ弁当を配達	1日1回 (犯罪被害が発生日から30日以内)	○犯罪被害で死亡した者の遺族 ・配偶者 ・二親等以内の親族 ○犯罪被害で重傷病を負った者 ○犯罪被害で重傷病を負った者の家族 ・配偶者 ・二親等以内の親族 ○性犯罪により被害を受けた者(被害届を提出することが困難な場合を含む)	申請時区民、かつサービス利用時区民であること	刑法に規定する犯罪のうち人の生命又は身体を害する行為
回復への支援 精神的被害	カウンセリング 費用助成	被害により精神的被害を受けた区民等に臨床心理士等への相談にかかる相談費用の一部を助成	1回5千円を上限 10回まで	○犯罪被害で死亡した者の遺族 ・配偶者 ・二親等以内の親族 ○犯罪被害で重傷病を負った者 ○性犯罪により被害を受けた者(被害届を提出することが困難な場合を含む)	申請時区民、かつ請求時区民であること	刑法に規定する犯罪のうち人の生命又は身体を害する行為 ※過失による行為を除く。(例:交通事故)

種別	施策名	概要	内容	対象者	要件	対象とする犯罪
法 律 問 題 支 援 解 決	法律相談料助成	被害者が直面している法律問題の解決のため、弁護士に相談する費用の一部を助成	1回5千円を上限 3回まで	○犯罪被害で死亡した者の遺族 ・配偶者 ・二親等以内の親族 ○犯罪被害で重傷病を負った者 ○性犯罪により被害を受けた者（被害届を提出することが困難な場合を含む）	申請時区民、かつ請求時区民であること	刑法に規定する犯罪のうち人の生命又は身体を害する行為 ※過失による行為を除く。（例：交通事故）
	弁護士費用助成	①刑事裁判において被害者参加する場合の弁護士費用を助成 ②法テラスの民事法律扶助制度を利用した場合の費用を助成（返還が免除となる場合を除く）	①被害者参加に係る弁護士費用を20万円を上限に助成 ②民事法律扶助制度を利用した場合の弁護士の着手金、実費の費用を20万円を上限に助成	○犯罪被害で死亡した者の遺族 ・配偶者 ・二親等以内の親族 ○犯罪被害で重傷病を負った者 ○性犯罪により被害を受けた者（被害届を提出することが困難な場合を含む）	申請時区民、かつ請求時区民であること	刑法に規定する犯罪のうち人の生命又は身体を害する行為 ※過失による行為を除く。（例：交通事故）
居 住 支 援	緊急一時居住費用及び転居費用等助成	犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった場合、緊急的にホテル等に宿泊をする費用、転居する費用を助成	①緊急一時居住先としてのホテル宿泊費 ②同 ウィークリーマンションの賃料 ③転居費用 ①～③で総額20万円が上限	○犯罪被害で死亡した者の同居遺族 ・配偶者 ・二親等以内の親族 ○犯罪被害で重傷病を負った者 ○性犯罪により被害を受けた者（被害届を提出することが困難な場合を含む）	申請時区民、かつ請求時区民であること 下記のいずれかの理由 ○従前の住居又はその付近で犯罪被害に遭ったため精神的に居住し続けることが困難である ○従前の住居で二次被害又は再被害を受ける恐れがある	刑法に規定する犯罪のうち人の生命又は身体を害する行為 ※過失による行為を除く。（例：交通事故）

※ 上記の支援施策は決定前の現段階での案である。

※ 犯罪被害については、原則、警察に被害届が受理されたものを対象とする。

※ 表中の「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び中野区のパートナーシップ宣誓等を行った者を含む。